

○「『ぐんぎん積立投信』取扱規定」新旧対比表

変更前	変更後
<p>第4条(指定振替日)</p> <p>(2)前記(1)により読み替えた指定振替日が海外の証券取引所の休業日等により、指定銘柄を買付申込できない日にあたる場合は、当該日以降で、指定銘柄の買付申込が最初に可能となる銀行の営業日を指定振替日とします。</p>	<p>第4条(指定振替日)</p> <p>〈一部変更〉</p> <p>(2)前記(1)により読み替えた指定振替日が海外の市場・銀行・証券取引所の休業日等により、指定銘柄を買付申込できない日(以下、「海外休日」といいます。)にあたる場合は、当該日以降で、指定銘柄の買付申込が最初に可能となる銀行の営業日を指定振替日とします。</p> <p>〈新設〉</p> <p>(3)前記(2)において海外休日に変更となった場合は、当行所定の日を指定振替日とします。この場合、指定振替日と払込金の引落日が一致しない場合があります。</p>